

ID: 245

担当部署: 建設水道課

処分の概要	責任技術者の登録及び継続登録
例規名 根拠条項	村田町排水設備等工事業者に関する規程 第14条第1項及び第9項
例規番号	令和元年企業管理規程第1号
<p>【基準】</p> <p>第13条及び第14条の規定による。</p> <p>(責任技術者の資格)</p> <p>第13条 第3条第2号の規定に基づき管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定する責任技術者の資格は、公益社団法人宮城県建設センター(以下「県センター」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験(以下「統一試験」という。)に合格した者とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第14条 統一試験に合格した者で、本町の責任技術者になろうとする者は、統一試験に合格した事を証する県センターの発行する合格証を提出するとともに、本町に備える排水設備等工事責任技術者名簿(様式第9号)に氏名、生年月日等所要事項の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による登録を受けようとする者は、排水設備等工事責任技術者登録申請書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適格者と認めるときは、村田町排水設備等工事責任技術者証(様式第11号。以下「登録証」という。)を交付する。</p> <p>4 責任技術者の登録有効期間は、排水設備工事責任技術者資格認定のための統一試験の合格の日から5年を経過して、最初に到来する3月31日とする。</p> <p>5 責任技術者は、排水設備等工事施工の際登録証を携帯しなければならない。</p> <p>6 責任技術者は、登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。</p> <p>7 次の各号に該当する者は、責任技術者となることができない。</p> <p>(1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(3) 責任技術者の登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者</p> <p>8 管理者は、責任技術者の登録を受けた者が登録を受ける資格に関する重要事項について記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の事項を記載して第2項及び第6項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すものとする。</p> <p>9 責任技術者は、第4項の有効期間満了後引き続き責任技術者として登録を受けようとするときは、有効期限の属する年度に県センターが行う更新講習を受け、県センターの発行する修了書を添え、排水設備等工事責任技術者登録継続申請書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。この場合において第3項から前項までの規定を準用するものとする。</p> <p>10 更新後の有効期間は、更新の申請のあった日より最初に到来する4月1日から5年間とする。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日